

再審法改正に関する法制審議会の要綱（骨子）に反対し、議員立法による改正実現を求める会長声明

法制審議会は、本年2月12日、「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」（以下「要綱（骨子）」という。）を採択し、これを法務大臣に答申した。しかし、要綱（骨子）には、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上に救済を困難にしかねない内容が多く含まれている。その主な問題点は、以下のとおりである。

第1に、要綱（骨子）は、「再審の請求についての調査手続」を設け、裁判所が再審請求について調査した結果、「理由がないことが明らかである」と認めるときは、事実の取調べや証拠の提出命令を行うことができず、直ちに再審請求を棄却することを義務付けている。

過去の再審無罪事件では、再審請求後に新たに開示された証拠が新証拠となって再審開始・再審無罪に至る場合が多く、このような規定が設けられた場合、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないまま、書面審査のみで再審請求が速やかに棄却されてしまうおそれが高い。

第2に、要綱（骨子）は、証拠開示の対象を「その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認める」ものに限定したほか、開示証拠の目的外使用を禁止した。

無罪につながる証拠が捜査機関の手元にあることが多いことは、過去の再審無罪事件からも明らかであるが、そこに辿りつくためには、再審請求人や弁護人に対して証拠が幅広く開示されなければならない。しかし、要綱（骨子）では、裁判所が再審請求の判断をするために必要かつ相当と認めて証拠の提出を命じない限り、弁護人は、捜査機関が保管する証拠を閲覧・謄写することができず、これでは無罪につながる証拠の発見は極めて困難となる。

さらに目的外使用禁止が設けられたことで、例えば新証拠の獲得に向けた活動において開示証拠を支援者に交付し、社会に支援や情報提供を呼びかけるなどの活動が躊躇されかねず、この点もえん罪被害者の救済を一層困難にさせるものである。

第3に、要綱（骨子）は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止（廃止）していない。

過去の再審無罪事件では、検察官はほぼ全ての事件で機械的に不服申立てを行っている。しかも、福井事件の第1次再審請求では、検察官は、自らの主張と矛盾する重要証拠を隠したまま（再審開始決定に対して）不服申立てを行い、その結果、再審開始決定が誤って取り消されるに至った。このような「公益の代表者」としてあるまじき検察官の対応によって、えん罪被害者の速やかな救済が阻害されているのが実情であって、検察官の不服申立てを無制限に認めた本要綱（骨子）は何ら過去の反省に立っておらず、早期のえん罪被害者救済という改正の目的に逆行する内容となっている。

なお、答申に際しては、（検察官の不服申し立てについて）「結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を行ったうえで適切な対応を望む」などとする付帯事項が設けられたが、あくまで付帯事項に過ぎず、上記のとおりほぼ全件で機械的に不服申立てを行ってきた検察官にそのような対応を期待することはできない。

そもそも再審開始決定は、再審公判の開始を決定するだけであって、有罪・無罪の実体判断は再審公判において行うことが予定されており、検察官は、再審公判において確定判決の正当性を主張することが可能であるから、再審開始決定に対する不服申立てを認めなくとも何ら不都合は生じないのである。

これに対し、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が取りまとめた「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「議連法案」という。）は、再審制度によってえん罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から策定されたものであって、えん罪被害者の迅速かつ容易な救済を指向するものである。その内容を見ても、再審請求手続における検察官保管証拠等（送致書類等目録を含む。）の開示を幅広く認めるとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止（廃止）している点など、まさに再審法改正の目的に沿うものといえる。

よって、当会は、上記のような問題点を含む要綱（骨子）に断固反対するとともに、再審法改正の中核をなす部分については、議連法案のとおり速やかに成立させることを求める。

2026年（令和8年）2月18日

千葉県弁護士会

会長 金 城 未来彦